

野田市私債権管理条例（案）に対する意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1 政策等の題名

野田市私債権管理条例（案）

2 意見の募集期間

令和5年1月5日（木曜日）から令和5年2月3日（金曜日）まで

3 意見の募集結果

①提出者数・意見数	0人	0件
②提出方法	直接持参	0人 0件
	郵送	0人 0件
	F A X	0人 0件
	Eメール	0人 0件
	ちば電子申請サービス	1人 4件
③政策等に反映した意見		1件

4 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
1	私債権といえども市が有する債権である以上、市民全体の財産であるから、その放棄は慎重であるべき。	頂いた御意見のとおり、債権放棄は慎重であるべきと考えております。 債権の放棄については、徴収停止の措置をとるなど、関係法令に基づき手続をした上で、真にやむを得ない場合のみに限定して運用してまいります。	修正無し
2	（債権の放棄） 第6条第1項第1号 第1号については、「生活困窮状態」と「資力の回復困難状態」を「かつ条件」であることを明確にした条文とすべきである。 案文では「生活困窮状態」と「資力の回復困難状態」を同様の意味に解釈され、運用される恐れがある。「生活困窮状態」であるから	第6条第1項第1号につきましては、御指摘のとおり相当の期間生活困窮状態にあり、かつ、資力の回復が困難な状態を想定しております。 現状の表記方法ですと誤解を招くおそれがあるため、下記のとおり表記を改めます。 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第	修正有り

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	<p>と云って、「資力の回復」が必ずしも望めないものではない。</p>	<p>144号)の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。)にあり、かつ、資力の回復が困難で、市の私債権について相当の期間を経過しても履行する見込みがないと認められるとき。</p>	
3	<p>(債権の放棄) 第6条第1項第3号 第3号については、債務者から消滅時効の援用の意思表示が行われた場合に限定すべきである。若しくは、消滅時効の援用の意思表示の有無を債務者から確認する規定を設けるべきである。 民法に消滅時効の援用規定がある以上、市はそれを無視して手続なしに私債権の自主的な放棄をすべきではない。</p>	<p>民法に基づき、債務者から時効の援用の主張がされない場合、私債権は消滅することはありません。 しかしながら、現在管理している債権の中には、居所不明等の理由から債務者との接触が図れない債権もございます。 こういった債務者との接触が図れず、時効の援用の主張がされない債権については、長期間にわたって債権債務の関係が不確定な状況が続き、管理上好ましくない状況となることから、地方自治法施行令第171条の5の規定による徴収停止の措置をとった上で、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決にて権利を放棄することとなります。 同号の規定に基づいて条例に特別の定めを規定することで権利の放棄を可能としていることから、放棄に関する規定を定めるものです。</p>	修正無し
4	<p>情報の公表について 私債権の放棄が行われた場合には、その内容について個人情報を除き、その私債権ごとに債権額、債権種別、債権発生日、債権放棄日、放棄理由の各事項を野田市ホームページで公表すべき</p>	<p>債権放棄を行った場合の公表については、条例等には規定はしていませんが御意見のとおり個人情報等を除き、市ホームページ等により公表いたします。</p>	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	である。		